

令和5年度第3回安城市自立支援協議会 次第

日時:令和6年3月21日(木)

午後1時30分から午後3時30分まで

場所:安城市役所本庁舎3階 第10会議室

委員長あいさつ

1 議題

- (1) 令和5年度における共生のまち部会及び各グループの課題と取組みについて
…………… 資料1(P.1~)
- (2) 日中サービス支援型共同生活援助事業所に関する評価について
…………… 資料2(P.11~)
- (3) 安城市自立支援協議会の選出区分の変更について
…………… 資料3(P.19~)
- (4) 安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドラインの改正について
…………… 資料4(P.21~)
- (5) 医療的ケア児・者のためのロードマップ(詳細版)について
…………… 資料5(P.27~)
- (6) 医療的ケア児・者サポートブックについて
…………… 資料6(P.35~)

2 連絡事項

- (1) 緊急電話相談窓口の廃止について
…………… 資料7(P.39~)
- (2) 安城市手話言語条例について
…………… 資料8(P.41~)
- (3) あんぷくフェスティバル2024報告
…………… 資料9(P.45~)

議題(1) 令和5年度における共生のまち部会及び各グループの課題と取組みについて

● 共生のまち部会

課題1	体制変更
取組み	次年度以降の体制について、運営会議を中心に協議を重ね、共生のまち部会での周知を行った。具体的には、安城市障害福祉従事者人材育成ビジョンの推進についてプロジェクトチームを作成すること、強度行動障害についてはきよてんグループにて取り組むこと、各グループで取り組む地域課題について共生のまち部会と安城市障害福祉計画等との連携を図ること等を方針として決めた。

課題2	BCP(業務継続計画)作成
取組み	協議の結果、所属する事業所の被災後の運営可否等を事業所や利用者へ情報提供することは地域の課題を解決する機能として共生のまち部会の役割に当てはまるという結論に至った。所属事業所の安否確認と情報発信について、情報伝達訓練を行う等、試験的な運用を進めた。

課題3	親睦会の開催
取組み	新型コロナウイルス感染症拡大時に、お互いに直接会って会話や協議をすることができず、関係性の強化ができなかったことをふまえ、今年度は令和5年12月に親睦会を開催した。久しぶりに開催することができ、市内の事業所間での親睦が深まり、顔の見える関係の再構築につながった。

● こどもグループ

課題1	こどもグループの環境作り(地域で顔の見える関係作り)
取組み	毎月会議を開催した。徐々に参加者人数が安定し出席者数が毎回必ず20名程度になった。またグループワークを増やしたことにより各事業所の意見が反映された内容確定が行えた。

課題2	こどもと保護者が事業所の適切な情報を得るためのツールの検討
取組み	安城市のホームページにて事業所紹介一覧を掲載予定である。こどもグループ参加者と一緒に内容検討した形式で、統一された情報を得ることができる一つのツールになると考えられる。

● くらしグループ

課題1	サービスの質の向上(パーソンセンタードシェアタイム)
取組み	重度障害者等就労支援特別支援事業、大学等就労支援、開拓奨学生プログラム制度、ナースアシスタント制度など、制度について情報共有の場を設けた。12月にウェブ講座を活用し、『障がい者の権利擁護と尊厳』について勉強会を開いた。

課題2	事業所間、人材の繋がり強化
取組み	居宅介護・グループホームの事業所に分かれてグループディスカッションを行い、事業所の課題・悩みについて話し合いを行った。また、互いのサービスの課題やサービス内容の理解を深めるための意見交換を行った。さらに、各事業所間の情報交換や連携の強化を図るため、企画の検討のアンケートを行っていく。

課題3	くらしグループの会議への参加率向上
取組み	事前にくらしグループに所属する全事業所に出席を呼びかけ、会議への参加意識を高めている。また、会議はオンラインと対面のどちらでも選択ができるように参加しやすい環境を作っている。参加できていない事業所には理由を聞くなど再度参加の呼びかけを行った。

● はたらくグループ

課題1	在宅での生活以外の選択肢
取組み	令和5年9月6日(水)に総合福祉センターで、事業所紹介の会を開催した。新しい事業所の参加もあり、会場を1階・2階に分け、午前だけの2部制での開催をした。全28ブース設け、1部・2部の合計で74名の方が来場された。アンケート結果(42名分)から、開催については、今後も継続開催を希望する回答を多くいただいた。反省点として、支援学級へのチラシの配布の時期が遅く、夏休みに入ってしまう配布できなかったことがあるので、次年度は周知できるように取り組む。また、次年度開催への課題として昨年よりも成人の方、精神・発達障害の方の参加割合が落ちていたことがあげられる。

課題2	障害者雇用の促進
取組み	令和6年2月7日(水)に安城商工会議所で、障がい者雇用セミナーを開催した。テーマを「成功と失敗に学ぶ!精神障害と発達障害ファーストトライ」として、1部では講師の方に雇用事例の発表、制度の利用について等の講演を行ってもらい、2部では参加者同士でのグループワークを行った。企業から8名、福祉関係から14名の参加があった。アンケートの中で、追跡調査についての協力可能な回答を3企業からいただいた。

課題3	子ども・高齢者等、他分野との繋がり不足
取組み	グループ会議のグループワークの時間の中で事業所での困り事の共有などを行った。事業種別ごとに困り事に違いはあるが、児童からの引継ぎ時の情報共有についてや介護保険への切り替わりに不安を抱く利用者・家族が多いことなどが共通の困り事であった。今年度は、グループ内での共有はできたが、こどもグループ等と意見交換などを行う機会を設けることができなかった。

● どうじしゃグループ

課題1	うんえい まにゅある ばりあふりーちようさ あんけーと かんせい 運営マニュアル・バリアフリー調査(アンケート)の完成
取組み	目的、役割、運営に必要な事柄、課題と対処法などを言語化(明確化)することで議論をしやすいことや次世代へバトンを渡すことに取り組む予定であったが、運営体制の見直しを余儀なくされたため進展しなかった。

課題2	かだい きょうゆう 課題の共有
取組み	自分の課題をみんなの課題とすることで課題解決に繋げるよう取り組んだ。12月から本格的な話し合いを開始した。

課題3	しょうがいふくし かん ちしきふそく 障害福祉に関する知識不足
取組み	これまでに障害者基本法、ヘレンケラー、中村久子、障害者権利条約、障害者差別解消法などを学習した。

課題4	どうじしゃ かいさい 当事者のイベント開催
取組み	運営体制の見直しを余儀なくされ断念した。来期こそ開催に漕ぎ付けられるよう取り組んでいく。

課題5	さいがい いたいさく 災害対策
取組み	9月3日に開催された防災訓練に1名参加した。他委員も他団体から1名参加した。防災について話し合う予定であったが、運営体制の見直しを余儀なくされたため見送りとなってしまった。

● そうだんグループ

課題1	総合的、専門的な相談支援の実施
取組み	・毎月、共生のまち部会の進捗情報を共有し、地域の障害福祉の動向や情報の共有を行った。 ・そうだんグループでの例外的支給の検討から様々な視点での意見交換を行い、9月に家族支援の視点について学び、「本人中心のサービス等利用計画」の作成に生かす機会となった。 ・他機関の連携として、5月に地域包括支援センターとの交流会で避難行動要支援者制度と個別避難計画について学んだ。7月に地区社協コミュニティーソーシャルワーカーと勉強会、個別事例を通して、交流会を行い、より一層顔の見える関係を作り、連携体制の強化を行った。 ・高齢者が活用しているサルビー見守りネットの登録を各相談支援事業者が行い、情報が届くようになった。 ・教育機関卒業後も就労や社会参加に切れ目なくつながられるような支援学校等との連携方法については検討課題となっている。

課題2	地域課題を共生のまち部会と共有
取組み	例外的支給の協議や地域体制強化共同加算の事例検討を通じて、地域課題に繋がりそうなことを抽出した。また、それをカテゴリーに分けて整理し、共生のまち部会で報告した。

● きかく・けいはつグループ

課題1	障害福祉の普及啓発
取組み	昨年度人材育成プロジェクトチームで作成された「安城市人材育成ビジョン」をもとに、安城市障害者福祉計画や共生のまち部会のスローガンについて現場で働く支援者に意識していただけるための研修を開催した。また、障害福祉の普及啓発を目的として開催された「あんぷくフェスティバル」に実行委員として参画した。また当日の運営の協力をし、大勢の一般の方の参加に繋がった。

課題2	研修等実施状況の進捗確認と情報発信
取組み	今年度予定されている研修スケジュールについて表にまとめ、共生のまち部会で共有を行った。また、安城市の障害福祉促進のために必要な研修等について検討を行い、きかく・けいはつグループとして企画・運営を行った。

● けんりようごグループ

課題1	当グループの活動方針等
取組み	6月に第1回の会議を開催し、定例会を6月、9月、2月に開催すること、定例会以外に必要に応じて開催すること、定例会では虐待の通報案件および差別に関する相談案件について共有することを確認した。10月に権利擁護に関する取り組みで実績のある田原市を訪問した。(けんりようごグループからは11名参加。) 田原市障害者自立支援協議会権利擁護部会、田原市役所障害福祉課、田原市基幹相談センターと意見交換を行い、個別の課題から地域の課題を抽出すること、権利擁護の視点で小さなこと(ささやかな権利擁護)に気づく力を上げていくこと、グループ内で権利の理解と促進の共有を図ることを持ち帰りメンバー間で共有した。

課題2	虐待疑い通報後の養護者支援
取組み	安城市障害者虐待防止センター(障害福祉課内)には、虐待疑いの通報が多く寄せられ毎週のようにコアメンバー会議が開催されている。しかし、特に養護者支援においてはデリケートな問題から迅速であるべき対応が慎重にならざるを得ない。センターのメンバーだけが抱え込むのではなく、チーム安城で解決に向かいたいとの思いから、けんりようごグループ内でも個人情報に留意しつつ事例共有して解決へのアプローチについて9月、12月に協議した。さらに、通報受付後の動きについては対応の手引きに沿って当事者に直接聞き取りを行うこと、その上で対応が難しいケースも考えられることから、窓口担当職員は個人情報に留意しながら「けんりようごグループ」のメンバーにも意見を求め対応の参考にすることを確認した。

● きよてんグループ

課題1	緊急対応時の情報連携
取組み	24時間緊急電話体制の変更に伴い、緊急対応のフローチャートについては見直しを継続していく。また緊急時対応シートの体制についても見直しが必要であることを確認した。引き続き「親心の記録」の活用の推進は継続していく。

課題2	安城市内の要支援者の現状把握
取組み	潜在的に多くの要支援者がいることが予測されるが、市が行ったアンケートのみではその実態を掴むことができないことを確認した。引き続き情報収集・調査方法について検討していく。

課題3	障害福祉分野以外の機関との連携
取組み	重層的支援体制整備事業（以下重層）について、担当者から説明を受けている。重層はコミュニティソーシャルワーカー（以下 CSW）として障害福祉分野以外にも高齢・子ども・生活保護の分野と連携を行うため、きよてんグループと一緒に連携することで、世帯単位での支援体制が円滑になることについて確認した。また、地区社協の役割が CSW のスキームを用いた生活支援コーディネーターであることを学び、連携の方法について検討を行っている。

● こころグループ

課題1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築
取組み	・地域移行・地域定着支援の進捗状況の確認として、会議の度に現在の地域移行、地域定着支援の利用状況について参加者で確認、共有をした。 ・日進市の社会福祉法人あじさいの会に代表メンバーで見学に行き、グループで共有を行う等、ピアサポーターの活躍の場の検討を行った。また、陽なたのピア活動についてピアサポーターの方々から説明をしてもらいグループで共有を行った。 ・今年度より各地区の地域包括支援センターの担当者に会議に加わっていただき、地域包括支援センターとの連携強化を図った。第2回では8050と思われる事例について検討会を行い、お互いのアセスメントの共有を行った。

● 医療的ケア児者事業所会議

課題1	医療的ケア児・者のためのロードマップ（詳細版）作製と啓発
取組み	今までロードマップ作製グループは組織の中であいまいな立ち位置であったため、それを明確化していくことで他機関への周知を図り、スピーディに対応することを目的としてプロジェクトチーム化し実施した。今年度は詳細版を完成させ次年度には配付できるよう取り組んできた。令和6年3月の自立支援協議会にて承認され次第全体版と同様に配付する。

課題2	医療的ケア児・者の家族交流会の計画と実施
取組み	医療的ケア児・者の重症度に比例し、地域社会との交流が困難となる家庭が多く、さらには医療的ケアという当事者・家族以外に理解を得ることが困難な事柄のため、保護者の孤立感や孤独を無くし、当事者交流を促進することを目的とし医療的ケア児・者の家族交流会を開催した。今回は医療的ケア児の家族を対象ににじいろの家・水野医師の講演と保護者の交流会を行った。

課題3	防災アンケートを基にした関係部署との連携や当事者への啓発活動
取組み	個別避難計画については主に社会福祉課の取り組みとなったため基幹を中心に連携を進めていく。また、共生のまち部会で災害時情報伝達訓練が行われたため参加を行った。

課題4	医療的ケア児・者コーディネーターの活用方法
取組み	コーディネーター活用に関してはロードマッププロジェクトチームが終了後、プロジェクトチーム化し話し合っていく予定である。

●入浴事例集プロジェクトチーム

プロジェクトチームの目的、目標とするゴール	令和4年度入浴支援プロジェクトチームの報告により、福祉用具を有効活用することの必要性が分かった。そこで先駆的に福祉用具を活用している事例を集めることで支援者が家庭で福祉用具を導入しやすくする資料とする。 事例集の作成をゴールとする。
これまでの取組内容	安城市内や近隣の市で福祉用具を有効活用している事例を8事例集めた。また事例だけではなく体重による環境整備の考え方を目安として設定することで将来にわたって計画的に支援を検討できるようにした。

●医療的ケア児者ロードマッププロジェクトチーム

プロジェクトチームの目的、目標とするゴール	昨年度作成した安城市版ロードマップ「医療的ケアが必要な方の相談窓口」でライフステージに応じた相談窓口一覧を作成したが、その詳細版を今年度中に完成し、次年度に配付することを目的としている。
これまでの取組内容	詳細版が完成したため自立支援協議会に承認され次第全体版と同様に配付予定である。

●とうじしゃグループ体制検討プロジェクトチーム

プロジェクトチームの目的、目標とするゴール	とうじしゃグループが発足してから約5年近くが経過したが、グループの運営には様々な課題がある。当プロジェクトチームを立ち上げることで、「とうじしゃグループ」の令和6年4月以降の体制再構築を目指す。また、体制再構築後、グループの運営が円滑に行えるよう体制整備を行う。
これまでの取組内容	とうじしゃグループリーダー、安城市役所、社会福祉協議会、共生のまち部会など、関連機関と協議を重ね、より多くの障害者が参加しやすい体制の再構築を行っている。また、広報活動に注力した結果、前年度より多くの申込みがあり、定員を超えたため、新たなとうじしゃグループメンバーの選考を行っている。

議題（3）安城市自立支援協議会の選出区分の変更について

令和6年に自立支援協議会委員の改選があり、この機会に選出区分を見直したい。

1 新規選出区分

・共生のまち部会正副会長	3人
・地域生活支援拠点等コーディネーター	1人
・医療的ケア児等コーディネーター	1人
・とうじしゃグループ	1人

2 廃止する区分

・事業所	1人
------	----

3 見直しの理由

自立支援協議会の作業部会として共生のまち部会があり、さらにその下位に課題別のグループがある。共生のまち部会は実質的には協議会の作業指示を受けずに独自で地域課題を洗い出し、その解決策を検討している。つまり、独立性の高い組織となっており、協議会と共生のまち部会の連携が課題となっている。障害者総合支援法が改正されて地域課題への取り組みを強化する規定が令和6年4月から施行される。協議会において障害者総合支援法の求める地域課題の解決の取り組みを強化するため、協議会の委員に共生のまち部会のメンバーを多く選出したい。

4 委員数増減

$$17人 + 6人 - 1人 = 22人$$

議題 (4) 安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドラインの改正について

項番	改正箇所	改正後	改正前	改正理由
1	1 趣旨	本ガイドラインは、厚生労働省「 <u>介護給付等に係る支給決定事務等について（以下「事務処理要領」という。）</u> 」及び「 <u>障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について</u> 」に基づき、本市におけるサービス等利用計画書及び障害児支援利用計画書を作成するためのガイドラインである。 なお、その改正にあたっては、安城市自立支援協議会そうだんグループ等においてサービス利用に関する事項を協議し、本会議で報告を経て決定した基準である。 (後略)	本ガイドラインは、 <u>障害福祉サービスをはじめとする、安城市内の限られた障害福祉資源を分け合い、有効活用するため、市が設定した基準であり、本市におけるサービス等利用計画書を作成するガイドラインである。</u> なお、その改正にあたっては、安城市自立支援協議会内の相談支援担当者等においてサービス利用に関する事項を協議し、本会議で報告を経て決定した基準である。 (後略)	ガイドラインの位置づけを明確にするため
2	2 趣旨	(前略) 2 サービス支給量等のガイドライン ※対象者区分の「児」は障害児（18歳未満）、 「者」は障害者（18歳以上）とする。 (1) 障害福祉サービス (後略)	(前略) (1) 障害福祉サービス (後略)	趣旨と内容の分離のため等
3	3 1 (1) ①の表の下	(前略) に準ずる (別表参照)。	(前略) に準ずる。(4頁参照)	文言の修正等
4	4 1 (1) ②表中 就労継続支援B 型の項中支給期間の欄	50歳未満：1年 50歳以上：3年	1年	事務処理要領に合わせるもの
5	5 1 (1) ②表の下	(前略) 原則最大利用期間	(前略) 標準利用期間	表記を分かりやすくするため

項番	改正箇所	改正後	改正前	改正理由
6	1 (2) ③表の下	(前略) 原則最大利用期間	(前略) 標準利用期間	表記を分かりやすくするため
7	1 (3) 表中 地域活動支援センター項中の支給量上限の欄	10日：他の日中活動サービス（短期入所を除く）または学校・会社等へ通所等している者 23日：他の日中活動サービス（短期入所を除く）または学校・会社等へ通所等していない者	10日	利用者の利便を図るため
8	1 (4) 表中 支給期間の欄	児：1年 者：3年	1年	利用者の利便を図るため
9	1 (5) 表中 計画相談支援項目中のモニタリング期間の欄	【施設入所・療養介護以外】 (後略)	【在宅】 (後略)	文言の修正
10	1 (5) 表中 地域定着支援項目中のモニタリング期間の欄	6か月	毎月	事務処理要領に合わせるもの
11	2 他法との給付調整	3 他法との給付調整 (中略) 原則として自立支援給付を行わないこととする（他法優先）。具体的には事務処理要領に準ずるものとする。	2 他法との給付調整 (中略) 原則として自立支援給付を行わないこととする。（他法優先）具体的には、国が規定する「介護給付等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」に準ずるものとする。	文言の修正等
12	3 例外的な支給決定	4 例外的な支給決定 (中略) 市は原則として自立支援協議会そうだんグループで協議を行い、協議内容を参考に市が支給決定を行う。	3 例外的な支給決定 (中略) 市は自立支援協議会の相談支援担当者会で協議を行い、協議内容を参考に市が支給決定を行う。	簡易な案件はそうだが、グループの協議を省略できるようにするため等

安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドライン

令和 6 年 4 月 1 日

1 趣旨

本ガイドラインは、厚生労働省「介護給付等に係る支給決定事務等について（以下「事務処理要領」という。）」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づき、本市におけるサービス等利用計画書及び障害児支援利用計画書を作成するためのガイドラインである。

なお、その改正にあたっては、安城市自立支援協議会そうだんグループにおいてサービス利用に関する事項を協議し、本会議で報告を経て決定した基準である。

2 サービス支給量等のガイドライン

※対象者区分の「児」は障害児（18歳未満）、「者」は障害者（18歳以上）とする。

（1）障害福祉サービス

① 訪問系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
居宅介護	児・者	国庫負担基準に係る単位数 ※ 1	1 年
重度訪問介護	児・者		
同行援護	者（視覚）		
行動援護	児・者		
重度障害者等包括支援	児・者		

※ 1 国庫負担基準に係る単位数は、「支給決定年度の国庫負担基準」に準ずる（別表参照）。

② 日中活動系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
療養介護	者	当該月の日数	3 年
生活介護	者	当該月の日数－8	3 年
短期入所	児・者	7 日	1 年
就労移行支援	者	当該月の日数－8	1 年 (2 年間)
就労継続支援 A 型	者	当該月の日数－8	3 年
就労継続支援 B 型	者	当該月の日数－8	50 歳未満： 1 年 50 歳以上： 3 年
就労定着支援	者	当該月の日数 ※利用開始に就労していることがわかるものを添付	1 年 (3 年間)
自立生活援助	者	当該月の日数	1 年 (1 年間)

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
自立訓練（機能訓練）	者（身体）	当該月の日数－8	1年 (1年6か月間)
自立訓練（生活訓練）	者 (知的・精神)	当該月の日数－8	1年 (2年間)

※支給期間欄の()内は原則最大利用期間

③ 居住系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
施設入所支援	者	当該月の日数	3年
共同生活援助 (グループホーム)	者	当該月の日数	
宿泊型自立訓練	者 (知的・精神)	当該月の日数	1年 (2年間)

※支給期間欄の()内は原則最大利用期間

(2) 障害児通所給付

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
児童発達支援	児	23日 ※2、※3	1年
放課後等デイサービス	児	23日 ※2	
医療型児童発達支援	児	23日 ※2、※3	
居宅訪問型児童発達支援	児	23日	
保育所等訪問支援	児	2日	

※2 日中一時との合算は25日／月

※3 合算は23日／月

(3) 地域生活支援事業

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
移動支援	児・者	15時間	児：1年 者：3年
日中一時支援	児・者	10日：他の日中活動系サービス（短期入所を除く）または学校・会社等へ通所等している者 ※4 23日：他の日中活動系サービス（短期入所を除く）または学校・会社等へ通所等していない者	

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
地域活動支援センター （安城市地域活動支援センター事業実施要綱別表第3に掲げる事業所）	者	10日：他の日中活動系サービス（短期入所を除く）または学校・会社等へ通所等している者 23日：他の日中活動系サービス（短期入所を除く）または学校・会社等へ通所等していない者	児：1年 者：3年
訪問入浴サービス	児・者 （身体）	9日	

※4 児童発達支援又は放課後等デイサービスとの合算は25日／月

（4）相談支援

サービス種別	対象者区分	モニタリング期間	支給期間
計画相談支援	障害福祉サービス受給者	<u>【施設入所・療養介護以外】</u> 新規または変更：毎月（3か月間） ※居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助 更新：3か月 ※上記以外 更新：6か月 <u>【施設入所・療養介護】</u> 新規または変更：毎月（3か月間） 更新：6か月	最短の支給決定サービス終了期間と合わせる
障害児相談支援	障害児通所受給者 （障害福祉サービスを併給する場合を含む）	新規または変更：毎月（3か月間） 更新：6か月 ※障害福祉サービスを併給する場合は3か月	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者	6か月	6か月
地域定着支援	単身及び同居の家族が疾病等のため、緊急時の支援が見込めない者	6か月	1年

3 他法との給付調整（障害者総合支援法第7条）

介護保険法に基づく介護給付、健康保険法に基づく療養の給付その他の法令に基づく給付のうち、自立支援給付に相当するものが行われた時は、原則として自立支援給付を行わないこととする（他法優先）。具体的には、事務処理要領に準ずるものとする。

4 例外的な支給決定

例外的に、本ガイドラインによらず計画作成を行う場合は、事前に、別途市との協議を経ることとし、協議のあった場合には、市は原則として自立支援協議会そうだんグループで協議を行い、協議内容を参考に市が支給決定を行う。

0歳～3歳まで(妊娠・出産期、乳児期、幼児期)

*下記以外の情報については、安城市障害福祉ガイドブックをご参照



	名 称	内 容	相談窓口	備考
保健	赤ちゃん訪問	保健センターの看護師や保健師が自宅に訪問し、子育てに関する不安や悩みについて一緒に考えたり、地域の子育ての情報をお伝えします。	保健センター	
	乳幼児健診	身体・精神の成長発達を確認するため、保健センターで集団健診(生後4か月・1歳6か月・3歳頃)、医療機関で個別健診(生後1か月頃・6～10か月頃)を行います。	保健センター	
訪問	訪問診療	病気が障がいなどで病院などへの通院が困難な方に対し、医師が自宅へ訪問し、診療を受けることができます。	病院など	
	訪問歯科	病気が障がいなどで病院などへの通院が困難な方に対し、歯科医師や歯科衛生士が自宅を訪問し、歯科診療を行います。	病院など	
	訪問看護	看護師が自宅に訪問して、病気が障がいに応じた看護を行います。	病院など	
	訪問リハビリ	理学療法士や作業療法士・言語聴覚士などのリハビリの専門職が、自宅に訪問し、リハビリを行います。	病院など	
	居宅介護	ヘルパーが自宅に訪問し、入浴、排泄、食事の介護などの身体の介護などの付添いなどの介助を行います。	相談支援事業所	
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難であると認められた障がい児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	相談支援事業所	
	訪問入浴	移動入浴車により自宅に浴槽を搬入し、入浴サービスを提供します。	相談支援事業所	
通う	やまびこルーム	発達に心配のある子どもと保護者が共に参加し、集団療育や親子遊びを通じて、基本的な生活習慣や社会性の基礎を身に付けられるよう支援します。	あんすてっぷ 保健センター	
	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作や集団生活に適応するための訓練等を行います。	相談支援事業所	
	保育所等	保護者が仕事や病気のため、保育を必要とする場合に、日々保護者に代わって保育を行います。	保育課指導係	
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行います。	相談支援事業所	
泊まり	短期入所	自宅で介護する家族が病気や冠婚葬祭など介護ができないときに入所して、家族に代わって介護を行います。	相談支援事業所	
	レスパイト入院	地域で在宅介護や医療的ケアを行っている家族の休養を目的とした短期入院です。	病院	
家族支援	産前・産後ヘルパー派遣	出産前後で支援が必要な家庭に家事支援などを行います。	子育て支援課 児童家庭係	
	ファミリー・サポート・センター	きょうだいの送迎や預かりなどの援助活動(有償)をしてくれる提供会員(子育てのお手伝いをしてくれる会員)とマッチングします。 市内在住の0歳から小学6年生までの子どもを持つ方が対象です。	子育て支援課 あんぱ～く係	

令和6年3月作成

3歳～18歳まで（幼児期、学齢期）

* 下記以外の情報については、安城市障害福祉ガイドブックをご参照ください。

	名 称	内 容	相談窓口	備考
訪問	訪問診療	病気や障がいなどで病院などへの通院が困難な方に対し、医師が自宅へ訪問し、診療を行います。	病院など	
	訪問歯科	病気や障がいなどで病院などへの通院が困難な方に対し、歯科医師や歯科衛生士が自宅を訪問し、歯科診療を行います。	病院など	
	訪問看護	看護師が自宅に訪問して、病気や障がいに応じた看護を行います。	病院など	
	訪問リハビリ	理学療法士や作業療法士・言語聴覚士などのリハビリの専門職が、自宅に訪問し、リハビリを行います。	病院など	
	居宅介護	ヘルパーが自宅に訪問し、入浴、排泄、食事などの身体の介護等を行ったり、通院等の付き添いなどの介助を行います。	相談支援事業所	
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難であると認められた障がい児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	相談支援事業所	
	訪問入浴	移動入浴車により自宅に浴槽を搬入し、入浴サービスを提供します。	相談支援事業所	
通う	保育所等	小学校就学前の子どもの保護者が仕事や病気のため、保育を必要とする場合に、日々保護者に代わって保育を行います。	保育所指導係	
	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作や集団生活に適応するための訓練などを行います。	相談支援事業所	
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行います。	相談支援事業所	
	小学校	通常学級と特別支援学級があります。 ※就学に向けて就学相談(年中の冬以降から)をしていきます。 また、次年度1年生になる子ども全員に対して心身の健康を確認するために年長の10月に就学前健診があります。	学校教育課	就学相談は、あんスタップが窓口です。
	中学校	通常学級と特別支援学級があります。	学校教育課	
	高等学校	義務教育学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、更なる普通教育および専門教育を施すことを目的としています。	学校教育課	
	特別支援学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とします。	学校教育課	
外出	放課後等デイサービス	授業の終了後または休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	相談支援事業所	
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出するときに、ヘルパーが必要な情報提供や介助を行います。	相談支援事業所	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、ヘルパーが危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	相談支援事業所	
	移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、ヘルパーが必要な移動の介助及び外出に伴う介助を行います。	相談支援事業所	
	短期入所	自宅で介護する家族が病気や冠婚葬祭など介護できないときに入所して、家族に代わって介護を行います。	相談支援事業所	
泊まり	レスパイト入院	地域で在宅介護や医療的ケアを行っている家族の休養を目的とした短期入院です。	病院など	
暮らし	医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導および知識技能の付与並びに治療を行います。	相談支援事業所	
	ファミリー・サポート・センター	きょうだいの送迎や預かりなどの援助活動(有償)をしてくれる提供会員(子育てのお手伝いをしてくれる会員)とマッチングします。	子育て支援課	
	家族支援	市内在住の0歳から小学6年生までの子どもを持つ方が対象です。	あんば〜く係	

令和6年3月作成



19歳～介護保険移行まで（成人期）

*下記以外の情報については、安城市障害福祉ガイドブックをご参照ください。

名 称	内 容	相談窓口	備考(*)
大学・短期大学・専門学校	専門的な高等教育を行います。	—	
就労移行支援	企業等で働きたい障がいのある方に対して、働くために必要な知識と能力を高めます。原則24か月(2年)です。	相談支援事業所	
就労継続支援(A型)	障がいのある方が一般企業への就職が不安、あるいは困難な場合に、一定の支援がある職場で雇用契約を結んだ上で働きます。	相談支援事業所	○ ※65歳未満で 正式利用の場合に限る
就労継続支援(B型)	障がいのある方で雇用契約に基づく就労が困難である場合に、就労や生産活動等の機会の提供、就労に必要な訓練・支援を行います。	相談支援事業所	○
就労定着支援	障がいのある方が就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるように支援します。	相談支援事業所	
自立訓練(機能訓練)	理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。	相談支援事業所	
自立訓練(生活訓練)	自立した生活を送ることができるよう、日常生活で必要なさまざまな能力の維持や向上のための訓練を行います。	相談支援事業所	
生活介護	障害者支援施設等において、主に昼間に、入浴・排泄・食事の介護と、創作的活動や生産活動を行います。	相談支援事業所	×
療養介護	医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて行います。	相談支援事業所	×
日中一時支援	日中の活動の場を確保するとともに、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を目的としています。	相談支援事業所	△
訪問診療	病気が障がいなどで病院などへの通院が困難な方に対し、医師が自宅等へ訪問し、診療を行います。	病院など	医療保険
訪問歯科	病気が障がいなどで病院などへの通院が困難な方に対し、歯科医師や歯科衛生士が自宅等を訪問し、歯科診療を行います。	病院など	医療保険
訪問看護	看護師が自宅等に訪問して、病気が障がいに応じた看護を行います。	病院など	医療保険or介護保険
訪問リハビリ	理学療法士や作業療法士・言語聴覚士などのリハビリの専門職が、自宅等に訪問し、リハビリを行います。	病院など	医療保険or介護保険
居宅介護	ヘルパーが自宅等に訪問し、入浴、排泄、食事などの身体の介護等を行ったり、通院等の付き添いなどの介助を行います。	相談支援事業所	△
重度訪問介護	常に介護を必要とする方に対して、ヘルパーが自宅等を訪問し生活全般にわたる援助や外出時における介護を総合的に行います。 通学(大学)や通勤(就労先)等の移動を含む、全般的な支援を行います。ただし、通学と通勤で対象者の要件は異なります。	相談支援事業所	△
訪問入浴	移動入浴車により自宅に浴槽を搬入し、入浴サービスを提供します。	相談支援事業所	△
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、ヘルパーが必要な情報提供や介護を行います。	相談支援事業所	○
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、ヘルパーが危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	相談支援事業所	△
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、ヘルパーが必要な移動の介助および外出に伴う介護を行います。	相談支援事業所	△
短期入所	自宅で介護する家族が病氣や冠動脈疾患など介護できないときに、家族に代わって介護を行います。	相談支援事業所	×
レスパイト入院	地域で在宅介護や医療的ケアを行っている家族の休養を目的とした短期入院です。	病院など	×
施設入所支援	施設に入所している障がいのある方に、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、相談や助言、必要な日常生活上の支援を行います。	相談支援事業所	×
共同生活援助	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	相談支援事業所	○
成年後見制度	障がいなどにより判断能力が十分でない方の財産管理、各利用契約などを後見人等が代わりに行い本人の権利を保護し生活を支援します。	安城市 社会福祉協議会	○

介護保険は、65歳以上の要介護認定を受けた人ど、40歳から64歳の人で厚生労働省が定めた16種類の特定疾病(※)にかり要介護認定を受けた人が、利用できるようになります。

(※) <https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/gaiyo3.html>

(*) 備考欄の記号説明:【○】障害福祉サービスと併用可能、【△】介護保険が優先、【×】障害福祉サービスと併用不可

令和6年3月作成

國
制
種
名

制度名	制度の内容	対象年齢	相談窓口
補償費支給	障がいによって低下、または失われた身体機能を補うことを目的とした補装具の購入、借受け、修繕費用の一部を支給します。	0歳～	障害福祉課 障害者給付係
日常生活用具給付	障がいのある方が日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を購入する際、原則、費用の9割を市が負担して給付します。(事前申請必要)	0歳～	障害福祉課 障害者給付係
住宅リフォーム	身体に重度の障がいのある方が、段差解消など住環境の改善を行うために必要な経費のうち、30万円を限度に助成します。		障害福祉課 障害者給付係
医療機器業者	自宅で使用する医療機器の点検や修理などのサポートを行います。	0歳～	病院
福祉用品業者	ベッドやマットレスなど自宅で使用する介護用品の選定、配送を行います。	0歳～	相談支援事業所

令和6年3月作成

介護保険

相談時期 64歳9か月(誕生日の3か月前)から受付可能

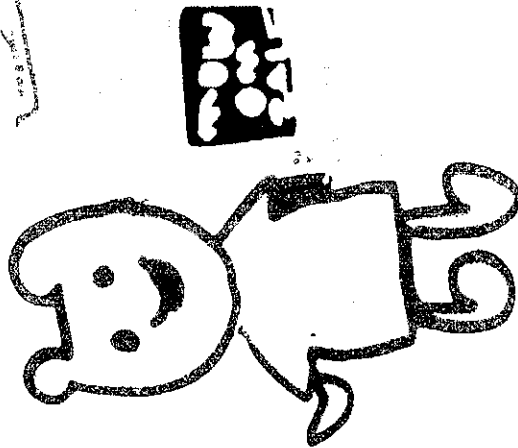
相談窓口 総合相談窓口の各中学校区の地域包括支援センターへ

東山	地域包括支援センターさとまち (介護老人保健施設さとまち内)	96-3512
安城北	地域包括支援センター中部 (中部福祉センター内)	71-0077
篠目	地域包括支援センター八千代 (八千代病院内)	97-8069
安城南	地域包括支援センター更生 (介護老人保健施設あおみ内)	77-9948
安祥	地域包括支援センター松井 (安城老人保健施設内)	55-5355
安城西	地域包括支援センターあんのん館 (特別養護老人ホームあんのん館・福釜内)	71-3173
明祥	地域包括支援センターひがしばた (特別養護老人ホームひがしばた内)	73-8210
桜井	地域包括支援センター小川の里 (特別養護老人ホーム小川の里内)	73-3535

注意事項

- ①障害福祉サービスを利用されている方は65歳からは介護保険が優先され、病名によっては40歳から介護保険の対象になります。
- ②介護保険サービスを利用の際に、サービス費用の1割～3割の利用負担が生じます。
- ③障害福祉サービスの生活介護は、介護保険の通所サービスに相当します。
- ④訪問看護、訪問リハビリは介護保険が優先となります。

医療的ケアが必要な方の 相談窓口



令和5年3月現在

医療的ケアが必要な方		成人	児童
ふれあいサービスセンター	電話 77-3121 FAX 73-0437		
相談支援事業所 あんすテップ	電話 77-7796 FAX 77-7785		○
相談支援事業所 Root of holy(ふれあいホーリー)	電話 72-5811 FAX 72-5839		○
訪問看護ステーションおおた	電話 91-8765 FAX 91-8764		○
社会福祉法人サポートパティ	電話 45-6300 FAX 45-6301		○
プレーメン・碧海古井	電話 78-2200 FAX 78-2201		○
医療的ケア児等コーディネーターは、サービスの説明や医療・福祉・教育等の関係機関とご家族をつなぎ、想いを確認しながら、成長における課題を一緒に考えるサポーターです。お気軽にご相談ください。			○

行政機関	電話番号
障害福祉課 障害福祉係 障害給付係	71-2225 71-2259
保健センター	76-1133
保育課 指導係	71-2265
子ども発達支援センター あんすテップ	77-7796
教育センター 相談室	76-9674
学校教育課 子育て支援係 あんば〜く係	71-2254 71-2227 72-2317
国保年金課 医療係 年金係	71-2232 71-2231
高齢福祉課 高齢福祉係 地域支援係 介護保険係 介護審査係 介護給付係	71-2223 71-2264 71-2290 71-2257 71-2226

医療的ケアとは
人工呼吸器による呼吸管理、経気吸引、その他の医療行為をいう。
(厚生労働省 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律より抜粋)

初版 令和5年4月 作成：安城市自立支援協議会
第2版 令和6年3月 協力：安城市

医療的ケアが必要な方のライフステージに応じた相談窓口について

皆さんの周りには、たくさんの方のサポートがいます。一緒に成長を考えていきましよう。

相談窓口

各相談窓口の連絡先と
主な相談内容は最後のページに
記載してあります。

妊娠
出産期

保健センター
病院相談員

・妊娠中や産後の生活
について知りたい
・生まれてくる子ども
のことについて相談
したい
・子育てに不安がある

乳児期
0～1歳

保健センター
あんスタップ
保育園

・授乳や離乳食の進め
方について相談した
い
・予防接種や乳児健診
について相談したい

幼児期
1～3歳

あんスタップ
保健センター
相談支援事業所
保育園

・言葉や運動の成長
発達に心配
・発達に合った支援を
受けたい
・1歳6か月児健診・
3歳児健診について
相談したい

幼児期
3～6歳

あんスタップ
相談支援事業所
保育園
学校教育課

・入学先の選択肢を
知りたい
・小学校の入学に
ついて相談したい
(年中の冬以降)

学齢期
小中学校

あんスタップ
相談支援事業所
学校教育課
教育センター

・入学後の福祉
サービスの利用に
ついて相談したい
・学習について相談し
たい
・中学校・高校の選択
について相談したい

学齢期
高校

あんスタップ
相談支援事業所
障害福祉課
学校

・進学、就職を考え
ている
・将来に向けた不安が
ある
・卒業後に通所利用
できるサービスを知
りたい

成人期
19歳以降

相談支援事業所
障害福祉課
国保年金課

・自立した生活がした
い
・親が高齢になり、
今の生活が続けられ
るか心配
・親なき後の生活が
心配
・成人後に使える医療
費制度、障害年金制
度について知りたい

高齢期
65歳以降

相談支援事業所
障害福祉課
高齢福祉課
国保年金課

・自宅で過ごしたいが
どんなサービスが
あるか知りたい
・入所できる施設が
あるか心配
・介護保険制度、
年金制度について
知りたい
・*40歳～介護保険が
適用される場合あり

病院相談員

医療機関・医療サービス・福祉制度

・入院中の医療費や食事代について心配がある
・在宅療養や今後の生活について不安がある

相談支援事業所

福祉サービス

・ベッドなどの福祉用具を調整したい
・自宅での入浴が大変

障害福祉課

行政サービス(手続き)

・障害者手帳について知りたい
・各種手当について知りたい

保育園

きょうだいの支援

・子育てサービスを利用しながらきょうだいを育てたい
・保護者の入院や出産時にきょうだいのことも心配

訪問看護 訪問リハビリを受けたい

・子どもの成長発達に心配
・子どもの病状や障害を受け入れる
ことができない

外出を希望したい、通学・通勤の練習をさせたい

・保護者が仕事をしながら育児をしたい
・災害時の対応や備えが心配

障害福祉サービスにはどのようなものがあるか知りたい

・障害福祉サービスはどのように利用できるのか知りたい
・補装具や日常生活用具の支給について知りたい

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケアが必要な方に対して、どの時期においてもご自宅での生活が安心して継続できるようにご本人やご家族に寄り添います。

医療的ケア児・者サポートブック①

作成日：令和 ____ 年 ____ 月

医療機関	かかりつけ医	主治医は○ 往診の場合は◎	担当医	連絡先
	主治医			
事業所名			担当者	連絡先
訪問看護 酸素 呼吸器				
私の特徴	病名	治療内容		
	体調悪化の兆し	☐ 有 ☐ 無		
	てんかん	☐ 有 ☐ 無	対応	
	熱のこもり	☐ 有 ☐ 無	対応	
	食物アレルギー・禁忌薬	☐ 有 ☐ 無	対応など	
	備考欄			
医療的ケアの内容	在宅酸素	☐ 有 ☐ 無		
		☐ マスク ☐ 経鼻	L/分	
		☐ その他		
	気管切開	☐ 有 ☐ 無		
		気管カニューレ 交換頻度()	種類 サイズ カフエア量	
	人工呼吸器	機種名		
		☐ 気管切開（TPPV） ☐ マスク（NPPV）	人工呼吸器設定内容	
		換気モード	☐ A/C ☐ SIMV ☐ CPAP ☐ VCV ☐ PCV ☐ PSV	
		酸素濃度（FIO ₂ ）		
		1回換気量（VT）		
		1回吸気圧（P _{insp} ）		
		圧支持（PS）		
		吸気時間（T _{insp} ）		
呼吸回数（f）				
PEEP				
離脱	☐ 可能（時間 ____ 分） ☐ 不可			
自発呼吸	☐ 有 ☐ 無			
装着時間	☐ 24時間 ☐ 夜間のみ ☐ 随時			

医 療 的 ケ ア の 内 容	呼 吸	吸引	☐ 口腔	カニューレサイズ	Fr	
			☐ 鼻腔	カニューレサイズ	Fr	
			☐ 気管内	カニューレサイズ	Fr	
			※特記事項			
		ネブライザー	☐ 有 ☐ 無			
	食 事	経口（摂取内容・量など）				
		胃ろう・腸ろう 交換頻度（ ）	☐ ボタン ☐ バルン	製品名：		
			栄養剤	製品名：		
				1日総カロリー（ ）		
			注入ポンプ	☐ 有 ☐ 無	カニューレサイズ	Fr
	経鼻カテーテル	☐ 有 ☐ 無				
排 泄	排 尿	持続的導尿	☐ 有 ☐ 無	カニューレサイズ	Fr	
		間欠的導尿	☐ 有 ☐ 無	カニューレサイズ	Fr	
		尿路ストーマ	☐ 有 ☐ 無			
	排 便	摘便（浣腸）	☐ 有 ☐ 無			
		腸管ストーマ	☐ 有 ☐ 無			
	特 記 事 項					

1、停電情報

中部電力：<https://teiden.powergrid.chuden.co.jp/p/aichi.html>



2、人工呼吸器の電源

外部バッテリー作動時間

内部バッテリー作動時間

時間

+

時間

=

時間

予備バッテリー作動時間

時間

3、酸素濃縮器：酸素ポンベへの切り替え

酸素ポンベ1本消費時間

時間

医療的ケア児・者サポートブック②

～災害時に備えて、自宅に準備しておくものチェックリスト～

医療ケア必要物品

消耗品は最低1週間分を準備しましょう。

	レ点	品名	置いてある場所	備考
呼吸管理		蘇生バッグ		
		予備の呼吸回路		
		予備の気管カニューレ		
		人工鼻		
		予備外部バッテリー		
		ポータブル電源・発電機		
		延長コード		
		手動・足踏み式吸引器		
		吸引チューブ		
		酸素ボンベ		
		ANPY（安否確認システム）		
栄養		経管栄養セット（カテーテル、ボトル、注入器、栄養剤など）、加圧バッグ		
排泄		膀胱カテーテル		
その他		精製水		
		アルコール綿		

備蓄品①必ずそろえよう

	レ点	品名	置いてある場所	備考
医療		保険証、医療証（コピー）		
		常備薬、お薬手帳		
情報		懐中電灯（替え電池）		
		携帯電話、ラジオ		
飲食		飲料水		
		食料（自分の状態に合った物、ミルク、離乳食）		
その他		お金（硬貨）通帳・カード（コピー）		
		紙オムツ、おしりふき、生理用品		

備蓄品②なるべくそろえよう

	レ点	品名	置いてある場所	備考
保 清 ・ 衛 生		着替え、廃棄バケツ		
		タオル、歯磨き用品、ドライシャンプー		
		ティッシュ、ウェットティッシュ		
		消毒用アルコール、マスク		
日 用 品		ポリ袋、キッチン用ラップ、紙コップや器、新聞紙など		
そ の 他		眼鏡やコンタクトレンズ		
		携帯電話の充電器		
		防寒・避暑グッズ		
		ホイッスル		
		本人が安心するグッズなど		
		ヘルメット、防災ずきん		
		家族写真など		

4. 避難情報（内閣府防災情報：令和3年5月改定）

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報 (警戒レベル相当情報)	
				洪水の警戒 (河川)	土砂災害の警戒 (雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~					
<b>4</b>	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	<b>4</b>	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
<b>3</b>	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	<b>3</b>	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	<b>2</b> 相当	氾濫注意情報 ——
<b>1</b>	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	<b>1</b> 相当	—— ——

[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

避難情報のポイント（PDF形式1.2MB）





連絡事項(1)緊急電話相談窓口の廃止について

障害者のための夜間・休日の緊急電話相談窓口の廃止について

令和6年2月2日

安城市障害福祉課

安城市では、障害のある人への支援のため、夜間・休日でも相談を受けられる緊急電話相談窓口を設けていますが、諸般の事情により、令和6年4月1日以降、その窓口を継続できなくなります。障害のある人とそのご家族には大変心苦しいですが、なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、精神障害のある人向けの新たな電話相談窓口を、平日の昼間になりますが、令和6年4月以降に開設を予定しております。その新たな電話相談窓口は広報あんじょう4月号、^{4月1日}安城市公式ホームページ等でお知らせします。

記

1 廃止する電話番号

090-9178-3339

2 廃止日

令和6年3月31日(日)

担 当 福祉部障害福祉課障害給付係

(北庁舎1階 窓口No.39)

電 話 0566-71-2259

FAX 0566-74-6789

電子メール [shofuku@city.anjo.lg.jp](mailto:shofuku@city.anjo.lg.jp)



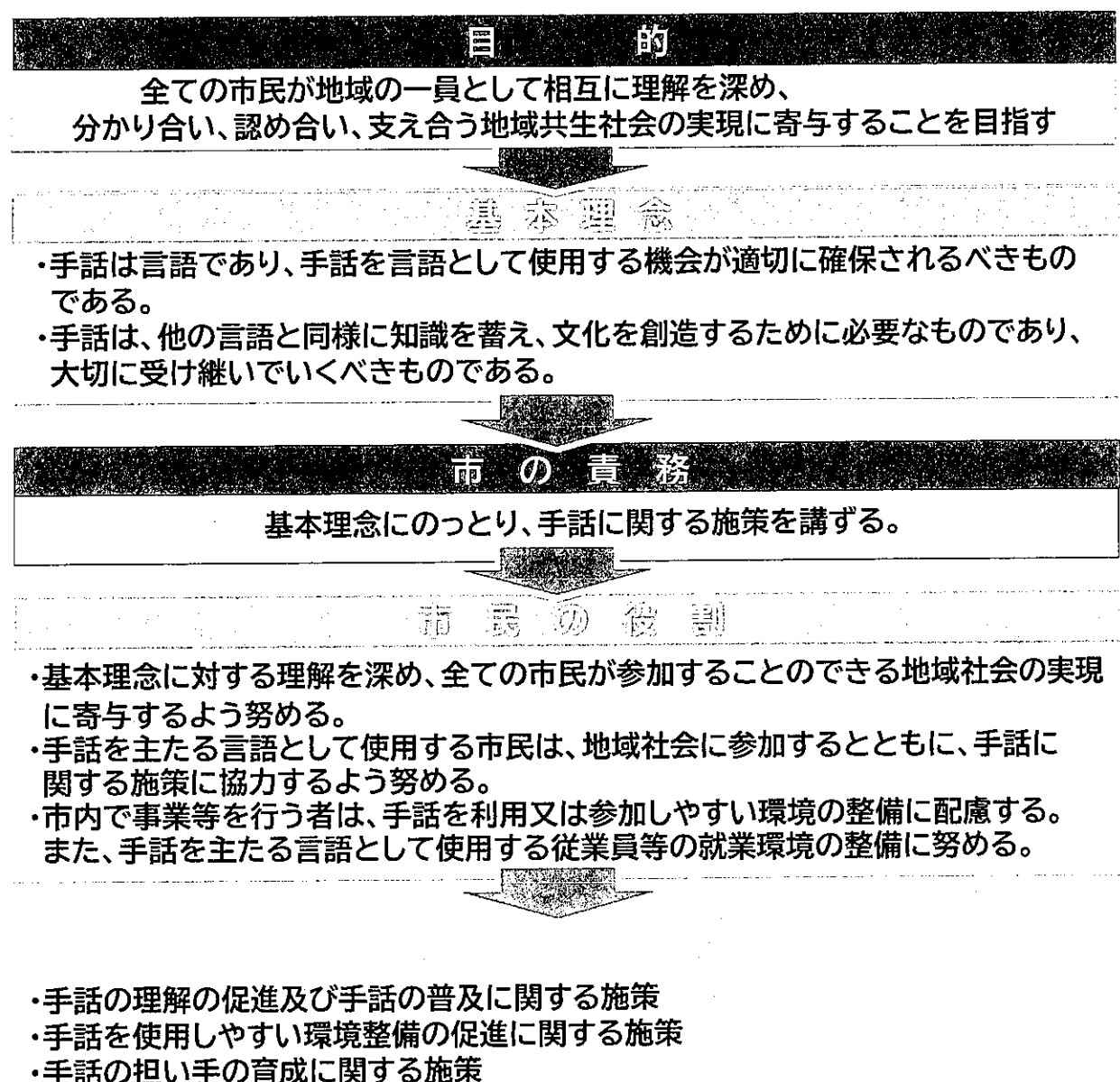
## 連絡事項(2)安城市手話言語条例について

## 1 安城市手話言語条例とは

手話は言語であると認識し、理解を深めることで、手話を主たる言語として使用する市民の一層の社会参加を図るとともに、すべての市民が地域の一員として相互に理解を深め、わかり合い、認め合い、支え合う地域共生社会の実現に寄与することを目指すための条例です。

安城市では、聴覚障害のある当事者の方や手話関係者の方と話し合いを行い、令和4年度から計10回話し合いを重ね、令和6年3月議会で条例案を上程いたしました。

## 2 条例体系図(案)



## 安城市手話言語条例（案）

私たちのまち安城は、明治用水の豊かな水に育まれ、農業先進地として知られ、その後都市化や工業化も進み多様な価値観や個性を持った多くの人々が生活するまちとなりました。

これら多くの人々が心豊かに安心して生活していくことは、私たちの願いであり、そのためには、円滑な意思の疎通のほか適切な情報の発信や取得により、相互に理解を深めることが必要です。

しかし、ろう者などが使用する手話は、かつてろう教育で言語として認められてこなかったことや、現在も独自の言語であると広く知られるに至っていないことにより、障害者基本法や障害者の権利に関する条約で言語として位置づけられているにもかかわらず、意思疎通などの手段として使用しやすい環境が整備されていません。このため、手話を主たる言語として使用する市民は、容易に社会参加することができず、相互理解の機会を得ることが困難であり、さらには、手話の担い手の不足なども懸念される状況です。

私たちは、このような認識の下に、全ての市民が地域の一員として分かり合い、認め合いながら、支え合う地域共生社会を実現するため、この条例を制定します。

## （目的）

第1条 この条例は、手話に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民（市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話による社会参加の機会を拡大し、もって全ての市民が相互に理解を深めながら、支え合う地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## （基本理念）

第2条 手話に関する施策は、手話が、独自の語彙や文法体系を持つ非音声の言語であり、手話を言語として使用する機会が適切に確保されるべきものであるとの認識の下に実施されなければならない。

2 手話に関する施策は、手話が、単に意思疎通を図るためだけではなく、他の言語と同様に知識を蓄え、文化を創造するために必要なものであり、大切に受け継いでいくべきものであるとの認識の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる手話に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 手話の理解の促進及び普及に関する施策
- (2) 手話を使用しやすい環境整備の促進に関する施策
- (3) 手話の担い手の育成に関する施策

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、この条例の趣旨を理解し、全ての市民が参加することのできる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

- 2 手話を主たる言語として使用する市民は、基本理念にのっとり、自らも手話の担い手であるという認識の下、地域社会に参加するとともに、市の実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市内で事業又は活動を行う者は、基本理念にのっとり、手話を主たる言語として使用する市民が事業を利用し、又は活動に参加しやすい環境の整備に配慮し、及び手話を主たる言語として使用するその従業員、職員等の就業環境の整備に努めるものとする。

(関係者の意見の反映)

第5条 市は、手話に関する施策を実施するときは、手話を主たる言語として使用する市民、手話通訳者その他の関係者との協議の場を設置する等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(聴覚に障害のある子等に対する支援)

第6条 市は、聴覚に障害のある子及びその保護者等に対し、手話を理解するために必要な情報その他の手話に関する情報を提供するとともに、これらの者からの相談に応じ、適切に対応する体制の整備を行うよう努めるものとする。

(小中学校における手話の理解の促進)

第7条 市は、市内の小学校及び中学校において、在籍する児童、生徒等に対し、手話について理解を深めるための啓発を行うよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

15款	05項	10目	障害者福祉費	総合計画：しくみ(子どもを育む優しい「しくみ」をつくる)	福祉部障害福祉課 障害福祉係 TEL 71-2225
(新規)				〔令和6年度予算額〕	
手話言語理解促進事業				415 千円	

手話は言語であると認識し、理解を深めることで、すべての市民が地域の一員として相互に理解を深め、わかり合い、認め合い、支え合う地域共生社会の実現に寄与することを目指します。

## 1 事業概要

令和6年4月1日施行(令和6年3月市議会上程)の安城市手話言語条例の制定に伴い、手話への正しい理解を広げるとともに、手話を主たる言語として使用する市民があらゆる分野の活動に参加し、手話を使うことができる地域共生社会の実現を目指します。

## 2 主な事業内容

### (1) 手話言語条例制定記念講演会の開催

報償費等	123千円	講師謝礼(交通費含む)
印刷製本費	54千円	チラシ作成
使用料及び賃借料	61千円	会場使用料
計	238千円	

### (2) 教職員に対する手話研修の開催

報償費	72千円	講師謝礼
消耗品費	93千円	研修用タブレット購入
計	165千円	

### (3) 広報あんじょうでの手話コーナー、手話動画の掲載

報償費	12千円	出演謝礼
計	12千円	

## 手話 を覚えよう

「おはよう」



「朝まだ眠いさる」

「みんなは」



「星」

「みんなは」



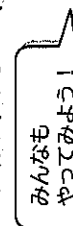
「夜」または「暗い」

「みんなは」



左手の甲に、そろえた右手をのせ、  
右手を上げながら頭を下げる

みんなも  
やってみよう！



[illegible]

**総計：10,188人**  
※雇外人数は日本観光協会方式で算出







## 展示コーナー

自立支援協議会共生のまち部会  
の紹介をしました



ブラインドサッカー



ボッチャ



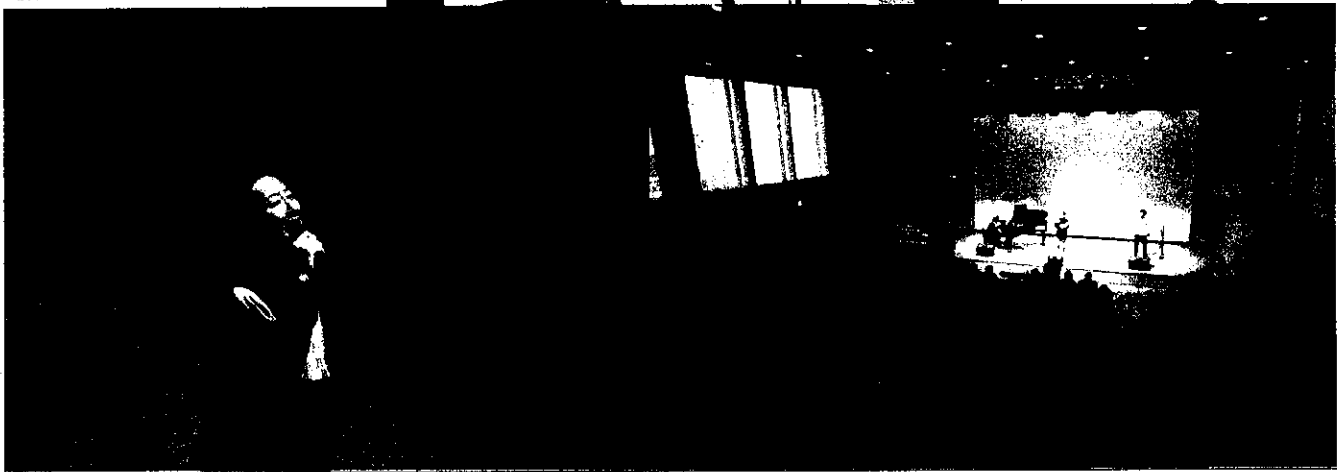
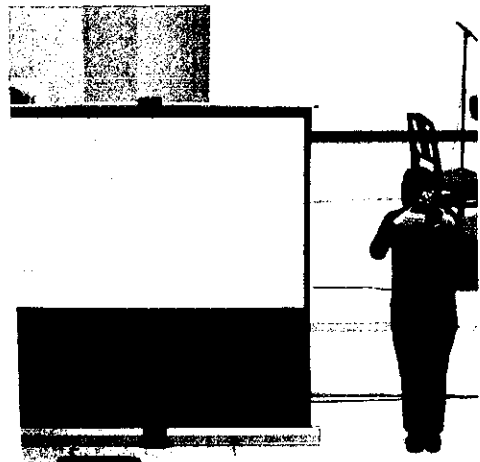
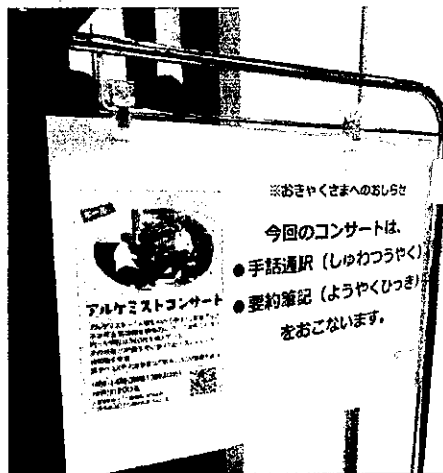
じゅうやたい





## アルケミストコンサート

アルケミスト…「人権をわかりやすく」音楽で伝える  
学校公演活動を積極的に行っておりこれまで  
伺った学校は300校を超えている  
その活動が評価を受け第47回ベストドレッサー  
特別賞を受賞  
横水ハウスや大塚製薬など数多くのCM音楽も担当



## おもしろこうさく ワークショップ ふしぎなたまご

〇〇をつかってカラフルな卵をつくってみましょう  
あれ!?なんだかふしぎ…?!  
つくった卵をユラユラ動かしてその場でみんなて  
遊びましょう

